

令和3年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 午前10時から10時10分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(13人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒舩敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	町田勝一

7. 会議の概要

議長 では、皆さん、おはようございます。恵みの降雪かなという感じですが、けれども、本日は令和3年の第1回の農業委員会、全員の方へ出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長より指名を申し上げます。

8番、小泉茂樹委員、9番、若林想一郎委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

それでは、日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は境内地となっており、計画面積は294平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内所在の宗教法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、境内地として、物置、参道及び駐車場利用で、権利の種類は所有権移転（寄附）となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央右寄りにあります赤色で示した場所になり

ます。具体的な場所ですが、苅込コミュニティ広場東南東、約280メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権移転を行い、境内地として引き続き利用したいとのことからの申請でございます。

申請地は、古くから譲受人の宗教法人名義でありましたが、添付資料の始末書兼経緯書にございますとおり、現在所有者が個人となっているとともに、所有する土地等を精査する中で、本申請地が農地として登記されていることが判明したため、現状の用途に改めるべく、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第1号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、農業委員の若林委員、また会長とも同行し、現地及び申請図書の確認をしました。ただいまの事務局の説明があったとおり、申請書を見れば分かるのですが、写真が最後に、一番後ろについていますが、一応この小屋があるこの辺が申請地になりまして、これなので、実際にこういうことになってしまっております。周辺農地等への影響はないと思います。また、お寺のちょっと改築等を予定しているようでありますので、そういうことでの申請なのかなと。そういうことで、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、若林委員さん、お願いします。

若林委員 9番、農業委員の若林です。当該地につきましては、去る1月20日に平沼委員、町田会長と現地確認をいたしました。

申請人からの始末書兼経緯書にありますように、既に昭和31年当時に転用がされておりました。したがって、特に問題のない転用と思われま

以上です。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩を取りたいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時09分

議 長 それでは、再開をいたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございます。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時10分)